

第8期 雲南市農業委員会第20回総会議事録

1. 日 時 令和7年2月20日（木） 13:30～14:38

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員（15名）

4. 欠席委員（4名）

5. 事務局又は説明者

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

議第129号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について

議第130号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について

議第131号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第132号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第133号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 0名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>時間が参りましたので、皆様ご起立ください。 一同ご礼。 ご着席ください。 これより先は、嘉本会長職務代理者には総会の議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今の出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第20回総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により6番委員、7番委員を指名いたします。</p>
議長 事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について報告並びに説明】 ①農地法第5条第1項の規定による届出の受理について ②合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について ③農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ④農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ⑤田畑転換届の受理について ⑥災害復旧のための公共事業の施工に伴う農地転用に係る届出書の受理について ⑦農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の開催報告 ・会議等の開催予定</p>
議長	<p>説明が終わりました。諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は議席番号のみを告げてから発言をお願いします。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議長 事務局	<p>日程第3、議案の上程を行います。 最初に、議第129号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書11ページ、議第129号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について説明します。議案書12ページをご覧ください。図面資料については最初のページから掲載しています。今月は2件出ております。 申請番号1番、〇〇町〇〇の畑1筆、面積は306㎡です。権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、申請地は耕作道が狭く急傾斜地にあり、長年にわたって耕作を行っておらず原野化してしまった。ということです。令和7年1月27日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請番号2番、〇〇町〇〇の畑1筆、面積は160㎡です。権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、申請地は平成12年に母親が亡くなり、申請人も遠方に住んでいるため管理ができず原野化してしまった。ということです。令和7年1月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、説明いたします。</p>
議長	<p>ただ今事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 (補足説明なし)</p>
議長	<p>ないようですので、議第129号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。議第129号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第129号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第130号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ、議第130号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について説明します。議案書14ページをご覧ください。図面資料については8ページから掲載しています。今月は1件出ております。</p>
議長	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇、地目は田1筆で、関係者は1名、合計面積は1,066㎡です。令和7年1月27日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、説明いたします。</p>
議長	<p>ただ今事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 (補足説明なし)</p>
議長	<p>ないようですので、議第130号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>次に討論を行います。討論はございませんか。 (なしの声あり) 討論を終わります。 お諮りいたします。議第130号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第130号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第131号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ、議第131号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書16ページをご覧ください。図面資料は10ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の3筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は3,612㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、住居から離れた場所にあり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け農業経営を行う。ということです。申請地は譲受人所有の農地に隣接しています。隣接農地と同様に機械作業等は委託しながら農業経営を行うということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,442㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請人らは同じ自治会であり、譲受人が既に周辺農地を耕作していることから譲り渡すことになったとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は464㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、長年貸し付けていたため譲り渡す。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。譲受人は長年申請地を借り受けてブドウ栽培を行ってあります。お互い高齢になったため土地の整理をしておこうということになり今回所有権移転をされることになりました。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は50㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請人らはもともと近所に住んでおり昔からの知り合いということで、申請地だけでなくその他の土地も含めてまとめて所有権を移転されます。申請地は譲受人の自宅近くの農地で、取得後は野菜を栽培するということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>はなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上説明いたします。</p>
議長	<p>ただ今事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、議第131号についての説明を終わります。</p> <p>次に、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終わります</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第131号農地法第3条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第131号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第132号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ、議第132号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は5件の申請が出ております。議案書19ページをご覧ください。図面資料については19ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は1,136㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。申請人は議案書のとおりで、転用目的は太陽光発電施設の整備。転用理由ですが、譲渡人は申請地を耕作できなくなったため。譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大したいため申請地を譲り受け、太陽光発電施設を整備したい。とのこと。こちらの案件ですが、目的が太陽光発電施設であり、隣接農地の耕作者及び周辺の自治会、近隣住民への同意状況も確認しています。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は434㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、貸付人、借受人は親子関係であり、申請地を借り受け、住宅及び倉庫を新築したい。とのこと。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は209㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、申請地を譲り受け、個人住宅及び駐車場を整備したい。とのことです。始末書も提出されており、写真でもわかるとおり倉庫が建っておりますが、これを建築してしまったとのことです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の4筆で、申請面積は990.39㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、経営する建設会社の既設資材置場が手狭となってきたため、新たに資材置場として利用したい。とのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりで、農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の6筆で、申請面積は5,478㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は賃貸借で貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、建設工事用の残土処理場、土砂搬入路及び仮置場として利用したい。とのことです。こちらの案件については、令和4年3月10日付で3年間の一時転用を許可していますが、期間内において残土の搬入量が計画量を下回ったため、再度、一時転用として申請されるものです。農地区分は農用地区域内で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。許可条項は農地法施行令第11条第1項に定める、一時的な利用に供するためのものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないものに該当する一時転用に該当すると判断しました。なお、この申請番号5番については、3,000㎡を超える農地転用の案件であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。審議委員会で審議され、許可を適当と認められた後に会長専決により許可となります。</p> <p>以上、説明いたします。</p> <p>議長 13番 議長 13番 4番 議長 4番</p> <p>ただ今事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>13番です。申請番号3番について始末書案件であります。現地確認と聞き取りをいたしましたので補足説明します。図面資料の26ページをご覧ください。場所は道路沿いで、向かい側にはドラッグストアなどがあるところです。経過ですが、譲渡しようと思った時に農地であることが分かったということで、今回の申請に至ったものです。20年位前の平成17年頃ですが、譲渡人の親族がここに住宅を建築しようと思われ、その当時、資材を持ち込んで小屋も建築されております。始末書も出ており、当時の親族も十分理解していなかったということで、そのまま農地で転用されていたということです。今回、土地を譲り渡すこととなったが、農地転用の許可が必要であるということが分かり、本来であれば土地を復旧しなければなりません、現状での農地転用の許可申請手続きをよろしく願いたいということです。以上、説明いたします。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>4番です。申請番号1番について、1,000㎡を超えておりますので補足説明をいた</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>します。2月16日に聞き取り調査を行いました。昨年11月に譲渡人が地元でソーラー事業を行っており、譲渡人が所有する隣の田を譲受人に売却して、ソーラー事業をやっほしいと打診されたようですが、造成にかかる経費が大きいということで断念されたようです。しかし、譲渡人の家の裏の畑を売却してソーラー事業を行うということで決まったということです。周囲に畑がありますが荒廃しており、影響はないと考えております。また、近隣住民及び自治会長にソーラー事業者から説明をされ、質問もなく承諾していただいたということです。以上、説明といたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。他にありませんか。
16番	はい。
議長	はい、どうぞ。
16番	<p>16番です。申請番号5番について、面積が5,478㎡と大きいので聞き取調査をしました。事務局からも説明があったとおり、令和4年3月に一時転用として認可を受けておりましたけれども、3年間経過した時点でまだ残土処理量の達成率が80%ということで、さらにもう一度3年間、一時転用の申請が提出されたものです。今までの状況を見ても、特に問題なく管理されておりますので、問題ないと考えております。以上説明といたします。</p>
議長	他にありませんか。
	(補足説明なし)
議長	ないようですので、議第132号についての説明を終わります。
	次に、質疑はございませんか。
	(なしの声あり)
議長	ないようですので、質疑を終わります。
	次に討論を行います。討論はございませんか。
	(なしの声あり)
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。議第132号農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、申請番号1番から4番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第132号農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、申請番号1番から4番については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	次に、議第132号農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、申請番号5番については、島根県農業会議設置の常設審議委員会への諮問による意見聴取が必要となる案件であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第132号農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、申請番号5番については申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議設置の常設審議委員会で審議され、許可を適当と認

発信者	議 事 録 要 旨
	められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。
議長	次に、議第133号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書21ページ、議第133号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明します。議案書22ページをご覧ください。今回は設定件数90件、内訳は〇〇町50件、〇〇町9件、〇〇町1件、〇〇町21件、〇〇町9件です。また、借り受け戸数は25戸となっております。なお、議案書52ページからは、一括方式による農地中間管理機構からの転貸となっております。</p> <p>この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議長	<p>ただ今事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。利用権貸借と一括方式があり、そのうち利用権貸借と一括方式の中に議事参与の制限に該当する案件が、〇〇町、〇〇町、〇〇町にありますので、協議の際にはご配慮願います。あの時計で、14時20分まで暫時休憩としますのでご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を発表していただきますが、初めに議事参与に関係する利用権貸借の申請番号13番、申請番号30番から32番及び申請番号36番、一括方式の申請番号2番を除く案件について、〇〇町からお願いします。</p>
1番	はい。
議長	はい、どうぞ。
1番	<p>1番です。利用権貸借の申請番号1番から12番まで、1件新規がありますが受け手が若くこれから意欲的にやっっていこうとされている方で、機械も新たに導入し本格的に農業に取り組む方ですので、問題ないと思います。その他につきましては再設定であり問題ないと考えています。それから申請番号38番から71番まではいずれも新規ですが、中間管理機構へ転貸するものであり、当該地区で新たに法人が設立されたということで、ここが受け手になるものでありますので、これも問題ないと思いますが、法人の概要について担当委員から説明をお願いしたいと思います。それともう1件、一括方式の申請番号1番は再設定で問題ないと判断しましたので、よろしくをお願いします。</p>
15番	はい。
議長	はい、どうぞ。
15番	<p>15番です。先ほどの申請番号38番から71番までの利用権貸借について補足いたします。これは農事組合法人で令和7年1月14日に設立されたものです。対象の農地は〇〇町〇〇地内が大半ですが、一部に〇〇町△△地内があります。道路沿いの現在工事のところ、〇〇町△△地内になるところです。この法人は〇〇と△△の一部のメンバーで構成されており、〇〇地区内では2つ目の法人となります。水稻や玉ネギ、カモミールを共同で栽培しながら今回法人になったものです。以上です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長 8 番	はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。
議長	はい。
議長 8 番	はい、どうぞ。
	8 番です。利用権貸借の申請番号 1 4 番から 1 7 番までですが、全て再設定でありますので問題ないと考えております。一括方式につきましては、申請番号 3 番と 4 番ですが、これも農事組合法人の再設定でありますので問題ないと判断いたします。よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。
議長	はい。
議長	はい、どうぞ。
議長 6 番	6 番です。利用権貸借の申請番号 1 8 番ですが、全く問題ないと判断しました。今回、受け手の方ですが、前回の広報いなたひめの表紙に掲載された方で、まだ若いですが、農業を目指してこちらに来られた方です。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。
議長 1 2 番	はい。
議長	はい、どうぞ。
議長 1 2 番	1 2 番です。利用権貸借の申請番号 1 9 番から 2 8 番までです。全て再設定であり、問題ないと思います。一括方式の申請番号 5 番から 1 4 番までです。新規となっておりますが、受け手の方はこれまでも実績のある方で問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。
議長 1 7 番	はい。
議長	はい、どうぞ。
議長 1 7 番	1 7 番です。利用権貸借の申請番号 2 9 番、申請番号 3 3 番から 3 5 番、それと申請番号 3 7 番です。新規が 1 件ありますがいずれも再設定であります。新規の方もこれまでも農業をされている方で問題ないと判断しましたので、よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございました。ただ今各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (なしの声あり)
議長	討論を終わります。 お諮りいたします。議第 1 3 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、議事参与に関係する、利用権貸借の申請番号 1 3 番、申請番号 3 0 番から 3 2 番及び申請番号 3 6 番、一括方式の申請番号 2 番を除く案件について、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第 1 3 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、議事参与に関係する利用権貸借の申請番号 1 3 番、申

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>請番号30番から32番及び申請番号36番、一括方式の申請番号2番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。</p> <p>議第133号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、利用権貸借の申請番号13番です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、8番委員は、ご退席願います。</p> <p>(8番委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、この案件について先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表させていただきます。</p>
18番	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
18番	<p>18番です。利用権貸借の申請番号13番については、再設定でありますし、受け手も地域で農地に関する活動もされている方ですので問題ないと考えます。よろしく願います。</p>
議長	<p>ただ今協議結果について発表していただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終わります。</p>
議長	<p>次に討論を行います。討論はございせんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p>
議長	<p>お諮りいたします。議第133号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、利用権貸借の申請番号13番について申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第133号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、利用権貸借の申請番号13番については、申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>(8番委員 入室)</p>
議長	<p>8番委員はご着席ください。</p>
議長	<p>(8番委員 着席)</p>
議長	<p>次に、議第133号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、利用権貸借の申請番号30番から32番及び申請番号36番です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、17番委員はご退席願います。</p> <p>(17番委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、この案件について先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表させていただきます。</p>
16番	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
16番	<p>16番です。利用権貸借の申請番号30番から32番の案件については、再設定であり</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>ますので問題ないと考えております。それから、申請番号36番は新規ですけれども、受け手も同じ方で実績もあり、問題ないと考えておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第133号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、利用権貸借の申請番号30番から32番及び申請番号36番について、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議第133号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、利用権貸借の申請番号30番から32番及び申請番号36番については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>(17番委員 入室)</p>
議長	<p>17番委員はご着席ください。</p> <p>(17番委員 着席)</p>
議長	<p>次に、議第133号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、一括方式の申請番号2番です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、4番委員はご退席願ひします。</p> <p>(4番委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、この案件について先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p>
1番	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
1番	<p>1番です。一括方式の申請番号2番ですが、再設定でありますし、受け手も農事組合法人であり、問題ないと判断しましたので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただ今協議結果について発表していただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第133号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、一括方式の申請番号2番について、申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議第133号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてのうち、一括方式の申請番号2番については、申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>(4番委員 入室)</p> <p>4番委員はご着席ください。</p> <p>(4番委員 着席)</p>
議長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(14:38終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____